

9月には粉じん障害防止総合対策推進強化月間 です（令和7年9月1日～9月30日）

「粉じん障害防止規則（粉じん則）」が施行された昭和55年と比べ、新たにじん肺の所見が認められる労働者数は減少傾向が継続しているものの、粉じん作業従事者数は増加傾向であることから、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが必要とされています。

厚生労働省では、粉じん障害防止対策をより一層推進するため、「第10次粉じん障害防止総合対策（令和5年度～令和9年度）」（二次元コード参照【第10次粉じん障害防止総合対策パンフレット】）を策定し、引き続き9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定め、集中的かつ効果的な対策の推進を図ることとしています。



強化月間中に職場の粉じん障害防止対策を再確認しましょう

再確認項目		内容
☐	事業場における粉じん作業の確認	アーク溶接作業、屋内外での岩石等の裁断、屋内外での金属等の研磨作業、屋外での岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業、屋外での鉱物等の破碎作業等が行われているか確認しましょう。
☐	点検体制等の確立及び作業環境管理、作業管理の徹底	検査・点検責任者（局所排気装置、除じん装置等点検確認）、保護具着用管理責任者（呼吸用保護具の適正な選択、使用確認等）、たい積粉じん清掃責任者（たい積粉じん除去清掃の実施確認）の選任及び職務の遂行を確認しましょう。特に、アーク溶接、手持ちグラインダーによる研磨作業等の際に必要な呼吸用保護具の着用状況などの確認を「保護具着用管理責任者」に徹底させましょう。
☐	「粉じん対策の日」の設定	毎月特定の日を「粉じん対策の日」と定め、この日に毎月1回の点検などを集中的に行うようにしましょう。
☐	作業環境測定実施結果の評価、改善措置の状況確認	常時特定粉じん作業が行われる屋内作業場における6か月以内に1回の定期作業環境測定結果の評価、改善措置の状況を確認しましょう。
☐	じん肺健康診断の着実な実施状況の確認等	就業時又は定期じん肺健康診断の実施状況、事後措置の状況を確認しましょう。また、毎年2月末までに所轄労働基準監督署に報告する「じん肺健康管理実施状況報告」の提出漏れがないか確認及び次年報告の準備をしましょう。
☐	健康管理教育等の推進	じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の実施状況を確認しましょう。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

京都労働局・京都府下各労働基準監督署

